住所　さいたま市浦和区東高砂町21番13号
馬秀徳　昭和27年6月16日生
白貴仙　昭和28年10月13日生
馬奈央　昭和55年1月9日生
馬有里　昭和56年8月27日生
住所　千葉市若葉区西都賀5丁目34番11号
馬奈未　昭和58年12月30日生
住所　東京都世田谷区太子堂3丁目20番9号
朴輔浩　昭和55年12月8日生
住所　東京都武蔵村山市三ツ藤1丁目88番地20
朴有理　昭和56年9月12日生
住所　東京都清瀬市松山2丁目5番36号
金美朱　昭和53年10月14日生
金美扇　昭和58年10月25日生
住所　福島県いわき市内郷御台境町新町前16番地4
曹基浩　昭和36年5月22日生
徐榮妃　昭和40年7月28日生
曹映理　平成8年2月7日生
曹裕理　平成9年11月30日生
住所　東京都新宿区若松町36番25―302号
曹理紗　平成4年5月28日生
住所　広島県廿日市六本松1丁目20番16号
禹賢　平成元年11月17日生
住所　名古屋市中村区太閤1丁目14番4号
李源大　昭和5年3月9日生
鄭鎭喜　昭和10年5月3日生
李明子　昭和38年6月24日生
住所　愛知県春日井市大留町8丁目6番地3
姜善通　昭和51年7月23日生
住所　京都市伏見区下鳥羽中円面田町32番地
南義樹　昭和61年7月22日生
住所　滋賀県大津市柳が崎9番1―404号
金惠子　昭和35年8月17日生
金一惠　昭和58年1月28日生
金品子　昭和62年11月2日生
住所　兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目52番14―904号
徐**賞**幸　昭和56年10月22日生
住所　兵庫県姫路市継276番地12
任榮治　昭和26年6月16日生
金海榮　昭和31年11月10日生
住所　大阪市西区江戸堀1丁目25番27―1306号
遊誠祐　昭和59年12月12日生
住所　大阪市生野区田島2丁目11番10号
玄允澤　昭和59年6月26日生
玄聖子　昭和61年10月22日生
玄純子　昭和63年11月11日生
住所　大阪府東大阪市東石切町4丁目9番23号
李妙子　昭和47年2月17日生

○厚生労働省告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年八月一日から適用する。

平成二十三年七月十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第9の3の⑴の表島根県の項中「八　束郡　東出雲町」を削る。

○農林水産省告示第千三百三十三号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第二項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正し、施行期日を平成二十三年八月十三日と定め、公示する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第1の1の㈡のイの表茨城県の項中「、湘南六号」を削り、「日本晴」の下に「、はるみ」を加え、同表神奈川県の項中「湘南六号」を「はるみ」に改め、同表滋賀県の項中「、湘南六号」を削り、「ハナエチゼン」の下に「、はるみ」を加える。

○農林水産省告示第千三百三十四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の処分をしたので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　商品市場を開設する者

株式会社東京穀物商品取引所

二　上場商品

イ　範囲の変更前　農産物（大豆（一般大豆）、大豆（Ｎｏｎ―ＧＭＯ大豆）、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）

ロ　範囲の変更後　農産物（米穀、大豆（一般大豆）、大豆（Ｎｏｎ―ＧＭＯ大豆）、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）

三　公示することとなった事由

商品先物取引法第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所の既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の業務規程の変更の認可の処分をしたため。

○農林水産省告示第千三百三十五号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十五条第一項の規定に基づき、関西商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る定款の変更の認可の処分をしたので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　商品市場を開設する者

関西商品取引所

二　上場商品

イ　範囲の変更前　農産物（大豆（Ｎｏｎ―ＧＭＯ大豆）、大豆（米国産大豆）、小豆及びとうもろこしをいう。）

ロ　範囲の変更後　農産物（米穀、大豆（Ｎｏｎ―ＧＭＯ大豆）、大豆（米国産大豆）、小豆及びとうもろこしをいう。）

三　公示することとなった事由

商品先物取引法第百五十五条第一項の規定に基づき、関西商品取引所の既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の定款の変更の認可の処分をしたため。

○農林水産省告示第千三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上田市武石上本入字小原一四一五の二五から一四一五の二九まで、一四一五の三二、一四一五の三三、一四一五の三五、一四一五の三八、一四一五の七八、一四一五の七九、一四一五の二八、一四四二の三七から一四四二の三九まで、一四四二の四五、一四四二の六八、一四四二の七〇、一四四二の七一、字唐沢一四七四の二、一四七五の一、一四七九、一四八二の一、一四八二の三、一四八二の五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小原一四四二の三九、一四四二の七一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県諏訪郡下諏訪町社字砥沢ノ内長日向沢小日向七九六六の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）